

特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金
(被災者支援団体への交通費補助事業)
Q A 集

No.	質問	回答
1	補助金に上限はあるか。 また、下限もあるのか。	申請1件当たりの上限は50万円です。 また、1募集期間当たりにおける1団体の申請上限額は200万円です。 ※申請額の下限はありません。
2	申請額の上限は定められているが申請回数の上限はあるのか。	上限額範囲内（1団体、1応募期間あたり200万円）であれば、申請回数に上限はありません。 （例えば、1団体から1募集期間に1件10万円の申請を7回申請いただくことも可能です。）
3	募集要項に「同団体から複数の活動を申請することができる」とあるが、 申請1件の定義はあるのか。	申請する活動期間に重複のない、出発地と目的地の往復を1件と定義します。 例として、対象期間中に2往復の活動を予定している場合は、それぞれ別に申請ください。 ただし、補助の上限金額（50万円）は申請一件ごとに適用します。
4	法人格を有していない団体も補助対象団体として認められるのか。	募集要項に、「法人格を有していること」とは定めていないため、その他の補助対象団体としての要件を満たしていれば認められます。 なお、「団体としての実態を証明できる書類」として、災害ボランティアグループ等の団体規約などに加え、「団体が被災者支援活動を遂行することができることを確認できる書類」を確認する必要があるため、過去のボランティア活動の報告書等を提出してください。 ただし、募集要項に記載の通り、当補助金を利用するために立ち上げた団体は対象外です。
5	募集要項に5名以上で構成される団体であることと記載があるが、現地での活動人数は5名未満でも申請できるか。	原則、団体としての機能を有した状態で活動することを前提としているため、団体の構成人数・現地での活動人数ともに5名以上である必要があります。
6	団体の構成員と現地で活動する人は一致している必要はあるか。	申請要件を満たしていれば、団体の構成員と現地で活動する人が必ずしも一致する必要はありません。
7	活動にあたって受け入れ先団体に連絡を取ったところ、受け入れ先団体の調整に時間を要する見込みであり申請書の「活動にあたって事前調整を行った関係連絡先」が記入できず、応募期限までに申請ができない。 団体としての活動意欲はあるがこの場合は申請できないのか。	申請にあたっての活動調整に時間を要する場合においては、計画見込みとして申請いただいて差し支えありません。 ただし、原則として、活動計画における移動経路、参加メンバー数及び応募額が変更となる可能性がある場合は、活動計画の見込みが建てられた段階で申請をお願いします。 なお、活動の計画段階において判断に迷うことがある場合は、必ず、申請前に事務局まで相談願います。
8	復旧のための支援活動を行う予定だが、その地域に災害救助法に適用されているか知りたい。	内閣府防災HPに災害救助法の適用状況についての記載があるため、そちらを参照願います。 https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html
9	募集要項の2.（5）において、補助対象経費となるのは「出発地～活動時に拠点とする場所まで」とあるが、「出発地」「活動時に拠点とする場所」とは具体的にどういった場所と理解すればよいのか。	「出発地」は団体事務所等の拠点に関わらず、各活動メンバーが出発した場所です。 また、「活動時に拠点とする場所」については、受入れ施設を経由する場合は「災害ボランティアセンター等の受入れ施設」、受入れ施設を経由せず、直接、被災地域で支援活動を行う場合は「その活動場所」となります。
10	車両レンタルにおいて、なにか要件はあるのか。	目的地で安全性、経済性を考慮したうえで、最も合理的に移動できる交通手段であれば問題ありません。 ※車両レンタル費について、任意加入オプションは補助対象外です。 ※被災地域において活動を行うために必要となる、重機等は、補助対象外です。
11	自家用車で被災地に移動するとき、ガソリン代のみ請求することは可能か。	可能です。
12	被災地の活動拠点到着後、自家用車等で活動先へ移動する際のガソリン代は補助対象となるのか。	補助対象となるのは、「出発地」から「活動時に拠点とする場所」までのため、「活動時の拠点となる場所」から実際の活動場所までの移動にかかる経費については補助対象外です。

No.	質問	回答
13	自家用車・レンタカーを利用する際のガソリン代について、応募におけるシステムを確認すると、以下計算式に基づき算出しているが、実績報告時はどのような証憑を提出すればよいのか。 ・算出式：走行距離（km）／ 燃費（km/ℓ）× 給油価格（円/ℓ）	往路は「活動拠点」付近で、復路は「帰着地」付近での給油時の領収書の提出が必要です。また、遠方からの移動により、往路においては「活動拠点」付近まで、復路においては「帰着地」付近までに給油の必要が生じる見込みがある場合は、その給油時の領収書の提出も必要です。その場合は、移動計画にも移動経路上の給油についても、記載してください。 ※この「帰着地」とは、往路における「出発地」のことを指します。
14	申請に当たって、必要経費の算出に用いた見積書の提出は必要か。	申請する経費すべてにおいて、見積書の提出を必須とするものではありません。実施計画に記載する経費は、客観的に確認できる情報、資料等にて裏付けされた金額を記載願います。そのため、算出に用いた根拠資料（見積書含む）がある場合は提出ください。 （算出根拠資料の例） ・自家用車、レンタカーを使用する場合、使用車種の燃費が確認できるHPのURLや画面のスクリーンショット ・ガソリン代の算出や新幹線の予約等に使用したHPのURL及び画面のスクリーンショット ・バスやレンタカーの借り上げ金額が記載された料金表やパンフレットの写し ・貸し切りバスを用いる場合は運転手も含め、運転まで外注することになるため、見積もりが必要です。
15	旅行代理店などを経由して移動手段を確保した場合、手数料は経費として計上できるのか。	募集要項（対象外費用）に記載の通り、手数料は補助金の対象となりません。
16	ボランティアの方々が乗車するバスを借り上げ、運行まで外注（委託）する場合、見積書の提出は必要とのことであるが、安価な外注先を選択する必要があると思われるが、相見積もりは必要であるか。	相見積もりまでは不要です。
17	領収書の名義は個人宛てでも認められるか。	領収書の取得は、原則、団体名義で行ってください。ただし、高速道料金をETCで支払った場合など、一部やむを得ず団体名での領収書が取れないものについては、クレジットカードの明細のコピーなどの提出で問題ありません。
18	振込先口座は個人の口座でも問題ないか。	原則、申請した団体名義の口座をお願いします。ただし、特別な事由があり、団体名義の口座を有していない場合は団体の構成員の個人口座でも可とします。なお、応募申請時には、必ず事前に事務局に相談の上、応募書類を提出願います。※振込先口座を複数設定することはできません。
19	一日の活動時間、及び被災地にいる間の活動日等に指定はあるのか。	往復の行程で申請があれば、活動時間の上限下限及び被災地にいる間の活動日については指定しておりません。ただし、活動期間全体を通して効果的に被災者の支援に貢献する活動となるようご留意願います。※活動計画のうち、補助対象とは認められない活動が含まれる場合、その移動にかかる交通費は補助対象となります。
20	出発地と帰着地は別の場所でも問題ないのか。	原則、出発地と帰着地は一致している必要があります。ただし、特別な事由があり、やむを得ず出発地と帰着地を別にする場合は、必ず、事前に事務局へ相談願います。
21	他の補助金を併用して本事業を活用することは可能か。	被災者支援活動に参加するためにかかる同一区間の交通費に対して、他の補助金事業を併用することは認められません。ただし、活動に必要な資機材費、宿泊費など本事業と重複しない場合には併用も可能です。※併用する際には、他の補助金事業の交付申請書等の提出により、費用の切り分けが行われていることを証明する必要があります。
22	採択結果の可否理由は開示されるのか。	不採択の場合は理由を付して個別に連絡する予定です。
23	応募以降、サービス提供価格の高騰により、応募額が上がった場合は、書類の提出をし直せばよいのか。それとも、交付決定後に変更申請をすればよいのか。	サービス提供価格の高騰のタイミングにより、対応が異なるため、応募以降に生じた事象により応募額の変更等を行いたい場合は、まずは事務局まで相談願います。※交付決定前であれば応募様式の再提出が必要となるなど、対応が異なります。なお、変更手続きがなされなかった場合は、交付決定時の対象経費額を上限として確定額を算出することとなります。
24	事前に申請した計画に変更が発生した場合はどうすればよいのか。	補助金の額に影響がない、軽微な変更については連絡不要です。一方、重大な変更については、生じることが把握できた時点で事務局に相談願います。ただし、軽微な変更に該当するか不明な場合、必ず事務局まで相談願います。その後、事務局の指示に従い、早急に応募申請書の再提出もしくは変更交付申請書の提出を行っていただく可能性があります。
25	2025（令和7）年度限りの措置か。	2026（令和8）年度以降の取扱いは未定です。

No.	質問	回答
27	電話で問い合わせすることは可能か。	可能です。 ただし、事前にメール等で問い合わせ内容を送付願います。 ※電話受付時間は9:30～17:30の間（土日祝日、年末年始を除く）のみ
28	活動証明書は各受け入れ団体ごとに作成が必要か。	必要です。 活動メンバー報告書に記載のメンバー全員が活動した証明として、各受け入れ団体向け、かつ活動日別に活動証明書を作成してください。 その上で、受け入れ団体より、受け入れ団体が証明したことが確認可能な署名、押印等による証明を受けて下さい。 ※活動証明書の取得に関する詳細は、様式5（参考資料）を確認ください。
29	活動報告書の提出にあたって、うち1枚は活動メンバー全員が映っている写真とあるが、活動先が1名の場合も写真が必要となるのか。 また、1日1枚全員が映っている写真を提出する必要があるのか。	1名の場合は、実際に活動している様子の写真で問題ありません。 また、集合写真を撮影することが難しい場合は、様式3（活動写真等）に集合写真を撮影できなかった理由を具体的に記載ください。 例）1日目が2人、2日目3人で活動する場合は、1日目に2人で1枚、2日目には3人で1枚と、それぞれの集合写真を提出ください。
30	PDFの結合ができない場合、どのようにしたらよいか。	Microsoft office等の各種アプリ・ソフトの操作方法については説明できかねますので、各団体にてお調べください。 ※補助金申請システムの操作方法については、説明可能です。
31	募集要項6には、補助金の交付が3月末までに振り込まれると記載があるが、いつ頃振り込まれるのか。	活動終了後のフローは次のとおりです。 ①活動終了後1週間以内に活動証明書を提出、②事務局の指示に基づく実績報告書の提出、③補助金の額の確定通知、④精算払請求の実施、⑤補助金の支払 活動証明書の提出後、事務局にて審査を行います。 内容に疑義等がない場合、事務局の指示に基づき、速やかに実績報告書を提出してください。 その後、内容に疑義等がない場合、速やかに補助金の額の確定を行います。 最後に、精算払請求書の提出をもって、事務取扱説明書に記載のスケジュールにて、順次支払う予定です。
32	受け入れ団体や関係者等との受け入れ調整は、電話またはLINE等のメッセージアプリで実施している。 その場合、こういった証憑を提出すればよいのか。	具体的な受け入れ内容、日時等の調整内容を把握する必要があるため、以下のとおり対応ください。 なお、確認のため、電話やLINE等でやり取りを行った担当者が受け入れ団体に属していることが証明できる書類も合わせて提出ください。 ・電話の場合は、電話で調整した内容を議事録等にまとめた書類を提出ください。 ・LINE等の場合は、調整内容が確認可能なスクリーンショットをまとめた書類を提出ください。
33	活動日が確定していない場合の申請はどのようにすればよいか。	活動日が未確定の場合、活動日が決まり次第申請ください。 なお、応募期間に間に合わない場合は、次の募集期間にて申請願います。
34	申請したときの人数よりも実際に活動した人数が多くなってしまったが、軽微な変更と考えられるため、事務局に伝えなくても良いか。	軽微な変更かの判断は事務局で行うため、申請した内容と実際に活動した内容に相違が出た時点で事務局に連絡願います。 ※事務局に相談なく変更が行われ、それが軽微でないと認められた場合には、変更分について補助金の支払いができない可能性があります。
35	申請したときは災害救助法が適応されていたが、活動する際に解除されていた場合は補助対象となるのか。	交付決定前に、指定が解除された場合は対象となりません。 ※交付決定後に、指定が解除された場合は対象となります。